

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区（払川工区）の換地計画を定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成19年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月9日

香川県知事 真鍋武紀